２０２５年度

働き方改革推進支援に向けた新ビジネスモデル開発・実験事業に係るニーズ調査

調査期間：２０２５年４月９日（水）～４月２２日（火）

|  |
| --- |
| **問い合わせ先**一般社団法人沖縄県貿易協会　担当：大城・伊礼〒900-0033　沖縄県那覇市久米2-11-13　　　　　　　新垣通商ビル2階TEL 098-866-9183　FAX 098-866-9219e-mail　info@okinawa-trade.or.jp |

１．調査の目的

会員企業においては、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」、「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化」の中において、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境を作ることが企業に求められています。

こうしたことから、沖縄県貿易協会では、令和５年度から働き方改革推進支援助成金（団体コース）を活用し会員が自主的に取り組む販路開拓に向けた試作品の製造、テスト販売など新ビジネスモデル開発や実験事業として支援してきました。

本年度も、働き方改革推進支援助成金（団体コース）を活用し新ビジネスモデル開発や実験事業を支援する予定ですので会員のニーズ調査を実施します。

なお、本年度に実施する予定の同事業は、ニーズ調査で回答のあった計画を対象に申請することとしております。

２．調査対象者

　当協会の正会員であること。

３．ニーズ調査期間等

期　　間：２０２５年４月９日（水）～４月２２日（火）１７：００まで

　提出方法：様式１によりメールまたはFAX、直接持参の場合は、一般社団法人沖縄県貿易協会事務局まで提出してください。

４．ニーズ調査の対象事業

本事業では、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境に資する「新ビジネスモデル開発」、「新商品開発」、「既存商品のSNS等を活用した販路拡大モデル実証」、「商品パッケージのデザインの見直し」など会員が自主的に取り組む事業とします。

（１）事業の視点

・提案が自社で取り組んだことがなく、本事業で実施することが効果的であるか。

・働き方改革推進に寄与する取り組みとなっているか。

・事業期間内に終える計画となっているか。

・事業経費が適正か。

・昨年度の新ビジネスモデル開発や実験事業で採択実施した会員については、実施結果を踏まえ、更なる効果が期待されることを提案の条件とします。

（２）対象範囲

投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境に資するものであれば範囲は問いません。

（３）事業規模

事業規模：１件５０万円程度（６件程度支援予定）

※ニーズが多数の場合は、内部審査等を踏まえ減額若しくは合否を決定します。

※複数の会員が連携して取り組む事業については、上限を１００万円程度とします。

５．ニーズ調査から本申請までの流れ

　　４月上旬～４月中旬　ニーズ調査

４月中旬～５月上旬　内部審査及び本申請に必要な書類作成

　　５月上旬　　　　　　沖縄労働局雇用環境・均等室への申請

　　６月中旬～１月下旬　事業実施期間（交付決定後通知後事業実施となります）

６．対象経費等

　対象とする経費は下記項目とし、各経費の詳細は「働き方改革推進支援助成金（団体コース）申請マニュアル（2025年度）」（厚生労働省労働基準局労働条件政策課）を参照して下さい。

　なお、本事業で得た成果物等は当協会に帰属しますが、引き続き利用することは妨げません。

https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001467948.pdf

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 説明 |
| 謝金 | 本事業の遂行に必要な指導・助言等を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費＜注意事項＞謝金単価は、提案企業の社内規定や当協会が定める単価とします。なお、それによらない場合は別途相談してください。 |
| 旅費 | 専門家等招聘に要する旅費、外国旅費、日当、宿泊費は助成対象外。 |
| 借損料 | 改善事業の遂行に直接必要な機器・設備類のリース料、レンタル料として支払われる経費 |
| 広告宣伝費 | 本事業の遂行に必要な広報媒体等を活用するために支払われる経費。　例）SNS、ラジオ、新聞広報など＜注意事項＞広告に当たっては、必ず「働き方改革事業実証実験実施中」と掲載してください。 |
| 印刷製本費 | 改善事業の遂行に必要な研修資料、パンフレット・ポスター等を作成するために支払われる経費。＜注意事項＞印刷数量は最小限にとどめ、本事業終了時には全て使い切ることを原則します。 |
| 展示会等出展費 | 本事業の遂行に必要な試作品、新商品等を展示会等に出展するために支払われる経費。＜注意事項＞通訳料・翻訳料、保険料、運搬費も助成対象としますが、事業実施期間内の支払い分に限ります。 |
| 機械装置等購入費 | 本事業の遂行に必要な機器・設備類の購入、製作、改良、据付、借用または修繕に関する経費。 |
| 委託費 | 本事業の遂行に必要な事業を委託するために、広告代理店、コンサルタント会社、ソフト開発会社等に支払われる経費。<注意事項>委託内容、金額等が明記された契約書を締結し、成果物は本事業を実施する沖縄県貿易協会に成果物等が帰属する必要がある。 |
| 原材料費（試作・開発を目的とするものに限る。） | 改善事業の遂行に必要な原材料・副資材等の購入に要する経費。＜注意事項＞改善事業の遂行に必要な原材料・副資材等の購入に要する経費。＜注意事項＞・購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、事業実施予定期間終了時には使い切ることを原則とします。事業実施予定期間終了時点での未使用残存品は助成対象となりません。・ 原材料費を助成対象経費として計上する場合は、受払簿（任意様式）を作成し、その受払いを明確にするとともに、試作・開発等の途上において発生した仕損じ品やテストピース等を保管（保管が困難な場合には写真撮影による代用も可）しておく必要があります。 |
| 試作・実験費（試作・開発を目的とするものに限る。） | 改善事業の遂行に必要な試作品等の設計（デザインを含む。）・製造・改良・加工・実験・分析及びテスト販売を行うために支払われる経費。 |

　留意事項

1. 本事業における発注先（委託先）の選定にあたっては、１件あたり１０万円以上を要するものについては、一般の競争に付さなければなりません。一般の競争に付することが困難又は不適当である場合として随意契約を行う場合、原則として２社以上から見積をとることが必要となります。
2. 中古品の購入は、原則として、価格設定の適正性が明確でない場合には支援対象としません。
3. 試作品のテスト販売を行う場合は、テスト販売に伴う収入が発生した場合には、当該事業に係る経費から差し引いて算出することとなります。

７．その他

　ニーズ調査提出後、沖縄労働局の交付決定を受けた事業については、下記の事項について受け入れること。

（１）改善業務推進員等による支援

申請後は、事業を効果的に実施するため引き続き支援を行います。

（２）事業実施による収入が発生した場合の控除

試作品のテスト販売など、改善事業を行うことで、収入が発生する場合（見込み含む。）は、当該額を算出し控除すること。

（３）事業変更について

　①取り組み内容に変更がある場合

　　計画届、見積書にない内容を取り組むことになった場合、金額に変更がない場合でも原則変更申請が必要になりますので事前に相談すること。

　②金額に変更があった場合

　　見積内容と全く同じ内容で金額が低くなった場合は、変更申請は必要ありません。逆に金額が高くなり、増額の分も助成対象経費に含めたい場合は変更申請が必要になりますので、事前に相談すること。

　③事前に相談なく変更等を行った場合は、経費の支払いができない場合があること。

（４）不正申請、不正受給があった場合は、採択の取り消し、支援金の返金を求めること。

（５）アンケートについて

支援金を受給した会員に対して、アンケートをお願いしていますので、ご協力をお願いします。

（６）定着・継続状況の確認について

支援金を受給した会員に対して、沖縄県貿易協会より、実施した事業の内容の定着・継続状況の確認を行うことがありますので、ご協力をお願いします。

様式１

２０２５年　　月　　日

一般社団法人沖縄県貿易協会

　　会　長　新　垣　旬　子　様

名　称：

代表者：

担当者：

連絡先：

令和７年度働き方改革推進支援助成金（団体コース）申請に向けた新ビジネスモデル開発・実験事業に係るニーズ調査

１．事業名

２．会社等の概要

※１００字程度で完結に記載。会社パンフレット等あれば添付

３．取組む背景や取組内容

記載のポイント

　※ニーズ調査の「４．ニーズ調査の対象事業」に示した、内容を踏まえて記載。

※取組背景は、事業を行う理由、働き方改革推進に寄与する理由など記載。

※取組内容は、写真、図面などあれば添付。

※昨年度の新ビジネスモデル開発や実験事業で採択実施した会員については、実施結果を踏まえ、どの様な効果が期待されるか記載。

※写真や図等があり記載事項が多い場合は、別添としてください。

４．予算の規模：上限５０万円（消費税別）

５．その他

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | チェック |
| (1)労働保険料を滞納していないか |  | していない |  | している |
| (2)過去３年間に助成金の不正受給を行っていないか |  | 行っていない |  | 行った |
| (3)暴力団関係事業主に該当しないか |  | しない |  | する |
| (4)倒産していないか |  | していない |  | している |
| (5)不正受給を理由に契約を取り消された場合、労働局長及び沖縄県貿易協会が企業名等を公表することに同意するか |  | はい |  | いいえ |

別紙１

記載例

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 予算項目 | 経費区分 | 積算 | 備考 |
| 専門家招聘 | 謝金 | ＠　×　回＝　円（貿易　太郎） | 実施時期： |
| 旅費 | ＠　×　回＝　円（東京～那覇） | 実施時期： |
| CM広告 | 広告宣伝費（外注費） | ＠　×　回＝　円（媒体名） | 実施時期： |
| パッケージデザイン | 外注費 | ＠　×　回＝　円（外注先名） | 実施時期： |
| 展示会出展 | 展示会出展費委託費通信運搬費 | ＠　×　回＝　円＠　×　回＝　円＠　×　回＝　円 | 実施時期： |
| サンプル試作 | 器機装置等購入費委託費原材料費試作・実験費 | ＠　×　台＝　円（器機型式）＠　×　式＝　円（委託先名）＠　×　回＝　円（原料名）＠　×　回＝　円（別紙詳細） | 実施時期： |
| 小計（消費税除く） | 円 |
| 合計 | 円 |
| 収入額（控除額） | 円 |
| 要望額（500,000円以下） | 円 |
| 参考要望額に消費税を加えた額 | 円 |

注意事項

１）予算項目は、必要に応じて、追加または削除してください。

２）消費税は助成の対象外となりますので、算定の段階において、消費税額を経費から除外した額を記載してください。

３）本申請には、見積書添付が必要となりますので調査票と一緒に提出してください。難しい場合は、事務局までご相談ください。※１０万円超える場合は相見積も併せて提出。

４）応募は、様式１により行うこととし、１会員１提出とします。